



2005年7月29日

各 位

会 社 名 呉羽化学工業株式会社
代 表 者 代表取締役社長 田中 宏
コード番号 4023 (東証・大証第一部)
問合せ先 広報部長 古谷 良樹
(TEL 03 - 3249 - 4651)

公正取引委員会の課徴金納付命令に関するお知らせ

当社は、2005年7月28日に、公正取引委員会から、独占禁止法第3条後段(不当な取引制限の禁止)に違反する行為があったとして、課徴金納付命令書を受領しました。課徴金納付命令書の内容、当社の対応及び業績への影響、課徴金納付命令を受けるに至った経緯についてお知らせいたします。

記

1. 課徴金納付命令書の内容

- | | |
|---------------|---|
| (1)課徴金納付命令日 | 2005年7月27日 |
| (2)課徴金納付命令書 | 平成17年(納)第85号 |
| (3)違反事実の認定 | 他の事業者と共同して、国内における塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売価格の引上げを決定することにより、公共の利益に反して、同分野における競争を実質的に制限していた。 |
| (4)納付すべき課徴金の額 | 2億6849万円 |
| (5)納付期限 | 2005年9月27日 |
| (6)審判開始請求期限 | 2005年8月27日 |

2. 当社としての対応及び業績への影響

このたびの課徴金納付命令に示された公正取引委員会の判断について、当社はその内容について慎重に検討した上、審判手続の開始請求をするか否かについて決定する予定です。

なお、審判手続の開始請求をするか否かにかかわらず、当社の2005年度業績に重大な影響を与えることはありません。

3. 課徴金納付命令を受けるに至った経緯

- (1)2003年2月12日に、当社は、国内における塩化ビニル樹脂向けモディファイヤーの販売分野について独占禁止法第3条後段に違反する行為があったとの疑いで、公正取引委員会による立入り調査を受けました。
- (2)2003年12月11日に、公正取引委員会から立入り調査を受けた当社以外の2社に対して排除勧告が行われましたが、当該2社はこれに応諾せず、2004年2月4日に当該2社に対する審判手続の開始が決定されました。当時、既に当社はモディファイヤーに関する営業の全てを米国ローム・アンド・ハース・カンパニーに譲渡し、当該営業を行っていなかったことから、上記勧告の対象から除外されました。

以 上